尾張旭市
住宅用火災警報器普及協力事業
協力事業所募集

お店のＰＲに！
販売時等の特典
も掲載できます。

令和６年12月１日募集開始

公表時期　令和7年2月（予定）

◆住宅用火災警報器普及協力事業とは◆

安全・安心な市民生活の実現を確保するために必要な住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進を目的として、市内の住宅用火災警報器取扱事業所の中から、住宅用火災警報器の販売や啓発活動等にご協力いただくことができる事業所を市が「協力事業所」として登録し、協力事業所に係る事項を市ホームページ等で公表するものです。

尾張旭市　住宅用火災警報器普及協力事業

消防本部 HP

尾張旭市消防本部 予防課 防火推進係

〒488-0802　尾張旭市東大道町曽我廻間 2301 番地 1

☎0561-51-0379　📠0561-51-0873　✉yobo@city.owariasahi.lg.jp

協力いただく内容

協力区分に応じた対応

下記のうち、貴事業所で対応可能なものについて一つ以上にご協力をお願いします。

1　販　売	住宅用火災警報器を店頭等で販売する。
2　リース	住宅用火災警報器のリース（賃貸）を行う。
3　訪問取付	住宅を訪問し、住宅用火災警報器の取り付けを行う。
4　共同購入	自治会などによる住宅用火災警報器のまとめ買いに対応する。

住宅用火災警報器の普及啓発活動

住宅用火災警報器の普及促進のために、啓発活動にもご協力をお願いします。

・リーフレット等の備付　・店内放送　・チラシ等へのメッセージの掲載
・ポスター等の掲出　・映像放送　・その他、独自に実施するもの　など

登録要件

登録に際しては、以下の要件に適合している必要があります。

(1) 尾張旭市内の事業所等であること。
(2) 尾張旭市が協力事業所に係る事項を公表すること、及び各種広報媒体の活用により市民に提供することについて承諾していること。
(3) 市民からの問い合わせ等に誠実に対応すること。
(4) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しない。

申込方法等

以下の方法により申込して下さい

申込
↓
審査
↓
登録決定
↓
公表

◆電子メールによる申し込み
《メールアドレス》yobo@city.owariasahi.lg.jp
◆郵送・FAXによる申込み
申込書（第1号様式）を住宅用火災警報器普及協力事業HPからダウンロードし尾張旭市消防本部予防課宛に郵送またはFAX
◆消防本部予防課窓口で申込み

登録要件に適合している事業所には、尾張旭市から登録決定を通知します

尾張旭市HP等で協力事業所に係る事項を公表します
【公表内容】・事業所名・所在地・電話番号・FAX番号・協力区分・特典などの情報 など

ご不明な点がございましたら、予防課防火推進係までお問い合わせください。